

(別記様式第 1 号)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 3 年度 |
| 計画主体   | 矢吹町     |

## 矢吹町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 矢吹町役場 農業振興課  
所在地 西白河郡矢吹町一本木 101  
電話番号 0248-42-2115  
FAX番号 0248-42-2587  
メールアドレス nougyou@town.yabuki.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度             |
| 対象地域 | 西白河郡矢吹町全域               |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

| 鳥獣の種類  | 被害の現状  |             |
|--------|--------|-------------|
|        | 品目     | 被害数値        |
| イノシシ   | 水稲、いも類 | 3.5a 35.6千円 |
| ハクビシン  | 野菜     | 0.1a 3千円    |
| ニホンジカ  | —      | 0a 0千円      |
| ツキノワグマ | —      | 0a 0千円      |
|        | 合計     | 3.6a 38.6千円 |

(2) 被害の傾向

ア. イノシシ

当町では、7月から10月にかけて白河市大信地区に隣接する町西部の柿ノ内、田内地区を中心にジャガイモの食害や水田へのぬたうち、畦畔の掘り起こし等の被害が出始めている。その被害は年々増加傾向にあり、目撃情報も増加していることから、被害が拡大する危険性が高まってきている。

イ. ハクビシン

7月から9月頃にかけて主に野菜に被害が発生している。被害区域は町内全域で見られる。

ウ. ニホンジカ、ツキノワグマ

当町では、7月から10月にかけて白河市大信地区に隣接する町西部の柿ノ内、田内地区及び町南部の長峰地区を中心に出没が確認されており、柿の食害や水田の踏み荒らしの被害が懸念されている。目撃情報が年々増加していることから、今後被害が発生する危険性がある。

(3) 被害の軽減目標

| 指標    | 現状値（令和2年度） | 目標値（令和6年度） |
|-------|------------|------------|
| 被害金額  |            |            |
| イノシシ  | 35.6千円     | 10千円       |
| ハクビシン | 3.0千円      | 0.1千円      |
| ニホンジカ | 0千円        | 0千円        |

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| ツキノワグマ | 0 千円    | 0 千円    |
| 合計     | 38.6 千円 | 10.1 千円 |
| 被害面積   |         |         |
| イノシシ   | 3.5a    | 1a      |
| ハクビシン  | 0.1a    | 0.1a    |
| ニホンジカ  | 0a      | 0a      |
| ツキノワグマ | 0a      | 0a      |
| 合計     | 3.6a    | 1.1a    |

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題   |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組     | 有害鳥獣の捕獲は矢吹町鳥獣被害対策実施隊を組織して、銃やわなによる捕獲を実施している。また、ハクビシンに関してははこわな等を貸し出して捕獲を実施している。 | 狩猟者の高齢化や減少により、実施隊員の減少が進み、現在の状況での維持が困難になってきている。今後、それに伴う捕獲圧の低下や機動力の低下等も課題となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 平成29年度よりイノシシの被害が多い地区において電気柵を設置している。   | 電気柵を設置した地区においては被害が軽減されたが、今まで被害のなかった箇所において被害が見られるようになった。                        |
| 生息環境管理その他取組   | 被害防止に関する知識の普及等のためのチラシを配布し被害防止技術等に関する知識の普及等を行っている。                             | チラシでの知識の普及では理解が得られず、適切な対策を行っていない箇所がある。   |

#### (5) 今後の取組方針

|   |
|---|
| <p>電気柵による効果（イノシシによる被害の軽減）は得られており、今後も適切な設置及び管理の仕方を、地区に指導することで、効果を持続させていく。なお、新たにイノシシによる被害が報告された地区においても、電気柵の設置を進めることとする。</p> <p>ハクビシンについては、生息状況を把握し、適切なはこわな等の利用から捕獲圧を維持し、被害の軽減につとめる。</p> <p>ニホンジカ、ツキノワグマについては、緊急時に即時対応できるように連絡網及び役割の整理を実施していく。また、必要に応じて有害捕獲等の対応を検討する。</p> <p>また、高齢化による実施隊員の減少による捕獲圧及び機動力を低下させないため、福島県猟友会と連携する。</p> |
|---|

被害が多い地域には、放任果樹及び収穫残渣等エサとなるものの除去の呼びかけ、被害防止に関する知識の普及等のためのチラシの配布を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

令和3年4月より、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する矢吹町鳥獣被害対策実施隊を設置しており、13名の隊員を指名し、被害防止施策を適切に実施する。  
また、わなの購入を進め、より効率的に捕獲実績を伸ばす。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度    | 対象鳥獣                             | 取組内容   |
|-------|----------------------------------|--|
| 令和4年度 | イノシシ<br>ハクビシン<br>ニホンジカ<br>ツキノワグマ | 1 捕獲の担い手育成に関する取組み<br>ア 町広報紙などにより狩猟免許試験及び狩猟免許更新について周知。<br>イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加支援。<br>2 鳥獣被害対策実施隊による活動の展開<br>3 捕獲機材の導入による取組み<br>ア 目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施<br>イ 行動域に応じた捕獲方法の検討<br>ウ くくりわな、はこわな等捕獲機材の実証<br>エ 捕獲方法に関する研修会参加<br>4 隣接市町村との情報交換活動の検討                      |
| 令和5年度 | イノシシ<br>ハクビシン<br>ニホンジカ<br>ツキノワグマ | 1 捕獲の担い手育成に関する取組み<br>ア 町広報紙などにより狩猟免許試験及び狩猟免許更新について周知。<br>イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加支援。<br>2 鳥獣被害対策実施隊による活動の展開<br>3 捕獲機材の導入による取組み<br>ア 目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施<br>イ 行動域に応じた捕獲方法の検討<br>ウ くくりわな、はこわな等捕獲機材の追加導入<br>エ 捕獲方法に関する研修会参加<br>4 隣接市町村との情報交換活動の検討<br>5 被害が多い地域への周知活動 |
| 令和6年度 | イノシシ<br>ハクビシン                    | 1 捕獲の担い手育成に関する取組み<br>ア 町広報紙などにより狩猟免許試験及び狩猟免許更新について周知。  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| ニホンジカ<br>ツキノワグマ | <p>イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加支援。</p> <p>2 矢吹町鳥獣被害対策実施隊の編成及び捕獲活動の展開</p> <p>3 捕獲機材の導入による取組み</p> <p>ア 生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施</p> <p>イ 行動域に応じた捕獲方法の検討</p> <p>ウ くくりわな、はこわな等捕獲機材の追加導入</p> <p>エ 捕獲方法に関する研修会参加</p> <p>4 隣接市町村との情報交換会の定期開催</p> <p>5 被害が多い地域への周知活動及び被害防止対策研修会の開催</p> |
|-----------------|---|

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

|   |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方                                       |
| 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき行う。 |

| 対象鳥獣   | 捕獲計画数等  |   |   |
|--------|---|---|---|
|        | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
| イノシシ   | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。<br>捕獲目標4頭 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。<br>捕獲目標4頭 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。<br>捕獲目標4頭 |
| ハクビシン  | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。                          | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。                          | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。                          |
| ニホンジカ  | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。                          | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。                          | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。                          |
| ツキノワグマ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画による。              | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画による。              | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画による。              |

| 捕獲等の取組内容                       |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| 捕獲方法：イノシシ                      | はこわな、くくりわな及び銃器による |
| ハクビシン                          | はこわな及び銃器による       |
| ニホンジカ                          | はこわな及び銃器による       |
| ツキノワグマ                         | はこわな及び銃器による       |
| 捕獲時期：被害が多発する4月から11月頃を重点に実施する。  |                   |
| 捕獲場所：農作物の被害が大きい地区について重点的に実施する。 |                   |
| 捕獲実施：地域住民と情報交換及び協議しながら、捕獲を行う。  |                   |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容       |
|-----------------------------------|
| 山林など遮蔽物の多い場所においても的確に捕獲を行う必要があるため。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| なし   | なし   |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容                              |  |                                |
|------|-----------------------------------|--|--------------------------------|
|      | 令和4年度                             | 令和5年度                                  | 令和6年度                          |
| イノシシ | 被害が多い地区において侵入防護柵（2段総延長4,000m）の設置。 | 引き続き、被害が多い地区を中心に侵入防護柵（2段総延長4,000m）の設置。 | 町内全域における侵入防護柵（2段総延長4,000m）の設置。 |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容  |  |   |
|------|---|--|---|
|      | 令和4年度   | 令和5年度  | 令和6年度   |
| イノシシ | 侵入防護柵を設置した地区全体での草刈りや防護柵の点検を行う。<br>また、行政は防護柵を点検し、改善方法等について | 引き続き、侵入防護柵を設置した地区全体での草刈りや防護柵の点検を行う。<br>また、行政は防護柵を点検し、改 | 引き続き侵入防護柵を設置した地区全体での草刈りや防護柵の点検を行う。<br>防護柵の改善点を集計し、受益者 |

|  |       |               |         |
|--|-------|---------------|---------|
|  | 指導する。 | 善方法等について指導する。 | 等へ周知する。 |
|--|-------|---------------|---------|

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

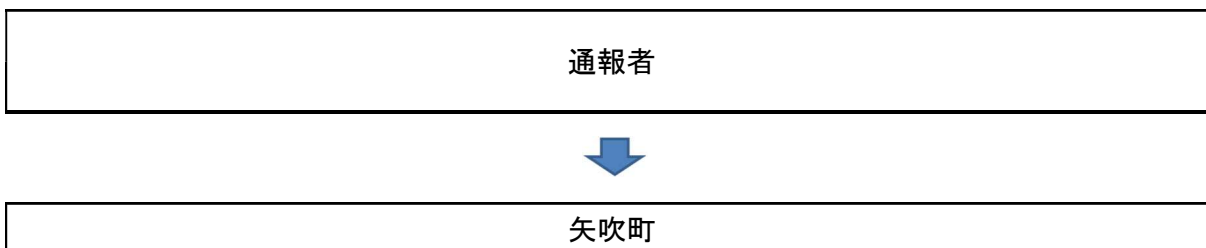
| 年度    | 対象鳥獣           | 取組内容   |
|-------|----------------|--|
| 令和4年度 | イノシシ<br>ツキノワグマ | 放任果樹及び収穫残渣等エサとなるものの除去の呼びかけ、被害防止に関する知識の普及等のためのチラシの配布を行う。  |
| 令和5年度 | イノシシ<br>ツキノワグマ | 放任果樹及び収穫残渣等エサとなるものの除去の呼びかけ、被害防止に関する知識の普及等のためのチラシの配布を行う。<br>被害が多い地域へアンケートや聞き取り調査を行い、生息環境把握に努める。 |
| 令和6年度 | イノシシ<br>ツキノワグマ | 放任果樹及び収穫残渣等エサとなるものの除去の呼びかけ、被害防止に関する知識の普及等のためのチラシの配布を行う。<br>アンケート及び調査結果を周知し、鳥獣被害に対する意識を共有する。    |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

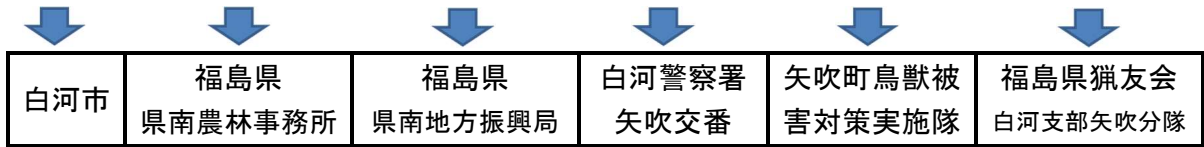
(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称       | 役割              |
|----------------|-----------------|
| 矢吹町            | 情報集約及び実施隊への捕獲依頼 |
| 白河市            | 情報集約及び報告        |
| 福島県県南農林事務所     | 情報集約及び関係機関への連絡  |
| 福島県県南地方振興局     | 情報集約及び関係機関への連絡  |
| 白河警察署          | 注意の喚起及び緊急時の捕獲   |
| 矢吹交番           | 緊急時の避難や情報提供     |
| 矢吹町鳥獣被害対策実施隊   | 緊急時有害鳥獣の捕獲      |
| 福島県猟友会白河支部矢吹分隊 | 緊急時有害鳥獣の捕獲      |

(2) 緊急時の連絡体制



|  |
|--|
|  |
|--|



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|                                    |
|------------------------------------|
| 捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに焼却処分及び埋設を行うこととする。 |
|------------------------------------|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 食品                                   | なし |
| ペットフード                               | なし |
| 皮革                                   | なし |
| その他<br>(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | なし |

(2) 処理加工施設の取組

|    |
|----|
| なし |
|----|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|    |
|----|
| なし |
|----|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称       | 矢吹町有害鳥獣対策協議会                            |
|--------------|---|
| 構成機関の名称      | 役割                                      |
| 矢吹町          | 事務局を担当し、被害等の情報収集・伝達及び協議会活動に関する連絡・調整を行う。 |
| 矢吹町鳥獣被害対策実施隊 | 1 定期的な巡回<br>2 要請等に基づく有害鳥獣の捕獲            |
| 夢みなみ農業協同組合   | 被害情報の収集、被害防止指導                          |
| 東西しらかわ農業協同組合 | 被害情報の収集、被害防止指導                          |
| 福島県猟友会矢吹分隊   | 1 鳥獣の出没等に関する情報の収集、提供                    |



|            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
|            | 2 わな等の安全な取り扱いや効果的な設置方法についての助言、アドバイス   |
| 福島県鳥獣保護管理員 | 1 鳥獣の出没等に関する情報の収集、提供<br>2 鳥獣の保護に関すること |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称    | 役割  |
|------------|---|
| 東北農政局      | 有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供                                   |
| 福島県県南地方振興局 | 鳥獣保護管理に関する情報提供、助言指導   |
| 福島県県南農林事務所 | 1. 協議会活動や事業への取組み支援<br>2. 有害鳥獣被害対策情報の提供<br>3. 有害鳥獣被害防止に関する指導 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年4月1日設置（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の規定による）  
 名称：矢吹町鳥獣被害対策実施隊  
 隊員：13名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし